


成績書

依 行 第 2 9 - 7 号
衛 研

※ 申 請 者	住 所	長野県小諸市柏木 2 2 4 - 1 0
	氏 名	(株)コンタクト 春口博二
試 験 品 名	アルケー, LOA-R 9 GC	
試 験 目 的	放射能測定試験(放射線量)	
<p>平成20年1月10日依頼を受けた試験の結果は次のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>測 定 法 : 試験品の表面について測定 (5 回)</p> <p style="padding-left: 40px;">同時にバックグラウンドを測定</p> <p>測 定 機 器 : シンチレーションサーベイメータ アロカ TCS-151</p> <p style="padding-left: 40px;">校正検定済み機器 (アロカ TCS-171) との換算係数 1.156</p> <p>測 定 結 果 : 試験品表面における平均値 0.09 μ Sv/h (0.09 ~ 0.10 μ Sv/h)</p> <p style="padding-left: 40px;">バックグラウンド値 0.09 μ Sv/h</p>		
<p>平成 20 年 1 月 11 日</p> <p style="text-align: right;">北海道立衛生研究所長 </p>		

※ 行政試験成績書に使用する場合は、申請者欄は記入しないでください。

- (注) 1. この成績書は依頼書により提出された試験品に限定される試験成績書です。
2. 北海道立衛生研究所条例に「試験済み等の文字の記載禁止等」及び「罰則」を規定していますので、遵守してください。

【北海道立衛生研究所条例 (昭和二十四年条例第五十六号) 抜粋】
(試験済み等の文字の禁止等)


第7条 試験を受けたものについて広告、掲示及び印刷物又は容器、包装等に道の保証又は試験済みその他これに類する文字を記載してはならない。

2. 試験成績書を表示しようとする者は、その試験成績書の全文を記載しなければならない。

第8条 前条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

成績書

依
行 衛研 第29-6号

※ 申 請 者	住 所	長野県小諸市柏木224-10
	氏 名	(株)コンタクト 春口博二
試 験 品 名	アルケー, LOA-R6GP	
試 験 目 的	放射能測定試験(放射線量)	
<p>平成20年1月10日依頼を受けた試験の結果は次のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>測 定 法 : 試験品の表面について測定 (5回)</p> <p style="padding-left: 40px;">同時にバックグラウンドを測定</p> <p>測 定 機 器 : シンチレーションサーベイメータ アロカ TCS-151</p> <p style="padding-left: 40px;">校正検定済み機器 (アロカ TCS-171) との換算係数 1.156</p> <p>測 定 結 果 : 試験品表面における平均値 0.09 μSv/h (0.09~0.10 μSv/h)</p> <p style="padding-left: 40px;">バックグラウンド値 0.09 μSv/h</p>		
<p>平成 20 年 / 月 // 日</p> <p style="text-align: right;">  北海道立衛生研究所長 </p>		

※ 行政試験成績書に使用する場合は、申請者欄は記入しないでください。

(注) 1. この成績書は依頼書により提出された試験品に限定される試験成績書です。

2. 北海道立衛生研究所条例に「試験済み等の文字の記載禁止等」及び「罰則」を規定していますので、遵守してください。

【北海道立衛生研究所条例(昭和二十四年条例第五十六号)抜粋】

(試験済み等の文字の禁止等)

第7条 試験を受けたものについて広告、掲示及び印刷物又は容器、包装等に道の保証又は試験済みその他これに類する文字を記載してはならない。

2 試験成績書を表示しようとする者は、その試験成績書の全文を記載しなければならない。

第8条 前条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。